

「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」 に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 概要

平成27年9月に取りまとめた中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（報告案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成27年9月14日（月）～平成27年10月13日（火）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）、環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

2. 意見提出数

2通（意見の件数7件）

（内訳）

個人又は無記名 2

3. 寄せられた御意見概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり。

寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

1. 「2. 検討の結果」のうち、相模ダム貯水池（相模湖）に関する意見

| No. | 報告案の 該当箇所 | | 御意見の概要 | 件数 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--------------|-----|--|----|---|
| | 頁 | 行 | | | |
| 1 | 4 | 21～ | 水質改善のための努力をせずに達成可能な暫定基準になっているのではないか。 | 1 | 暫定目標は、水質改善のための更なる努力を前提に、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を設定することが適当としています。 |
| 2 | 4 | 21～ | 全燐の暫定目標が 0.085mg/L から 0.080mg/L に見直されたが、アオコが発生する前の濃度は 0.04mg/L 程度であった。アオコの発生しない相模湖は何年後にできるのか。 | 1 | <p>流域の神奈川県及び山梨県では、これまでに下水道の整備等の水質保全対策を進めており、今後も引き続き総合的な対策を進めることを前提に暫定目標を見直しています。</p> <p>また、参考資料 1 の 3-10 頁に記載のとおり、相模ダム貯水池（相模湖）では、アオコの発生防止を目的として曝気循環装置を設置しており、一定の効果がみられています。</p> <p>負荷発生のメカニズムが複雑なうえ、湧水由来の発生負荷量の影響も大きいため、当該水域においてアオコが発生しなくなる年を正確に予測することは困難ですが、今後も上記の対策を含めた相模ダム貯水池の水質改善を図る必要があると考えます。</p> |
| 3 | 4 | 21～ | 平成 18 年以降わずかずつ下がっていた全燐の平均値が暫定目標を 0.085mg/L に設定して以降上昇気味になっているのは「環境基準の速やかな達成を期するために、現在見込み得る水質改善対策等を盛り込み、現状及び将来の負荷量推計に基づいて設定し」た結果なのか。 | 1 | <p>平成 22 年度に設定した暫定目標は、御指摘の考え方に基づき設定された値であり、実際に種々の水質改善施策が実施されてきたものの、結果的には、その後の全燐の濃度は上昇傾向にあります。</p> <p>新たな暫定目標は、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を設定することが適当としており、今後も様々な対策を通じて相模ダム貯水池の水質改善を図る必要があると考えます。</p> |

| No. | 報告案の該当箇所 | | 御意見の概要 | 件数 | 御意見に対する考え方 |
|-----|----------|-----|---|----|---|
| | 頁 | 行 | | | |
| 4 | 4 | 21～ | 全窒素の暫定目標が 1.4mg/L→1.3mg/L では、水質改善の努力をそぐことにならないか危惧される。 | 1 | 暫定目標は、水質改善のための更なる努力を前提に、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を設定することが適当としており、相模ダム貯水池の全窒素については、報告案 4 頁に記載のとおり、将来水質予測結果の変動範囲の下限値である 1.2mg/L としています。 |
| 5 | 4 | 21～ | 将来水質予測に用いる現況平均ダム水質について、過去 20 年間の平均値を用いているが、例えば過去 5 年間又は過去 10 年間といった近年の平均値を用いることにより、暫定基準が現況を後追いすることを防ぐ必要があるのではないか。 | 1 | 将来水質予測に用いる現況平均ダム水質については、参考資料 1 の 3-53 頁及び 3-54 頁に記載のとおり、過去 10 年間（平成 13 年度から平成 22 年度）の年平均値の平均値としています。 |

※本報告案以外の御意見

| No. | 御意見の概要 | 件数 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|----|--|
| 1 | 相模ダム貯水池の水質改善について、山梨県側でも流域下水道のような時間の掛かる施策ではなく、高度処理型合併処理浄化槽等を促進するような財政措置も含めた指導をすべき。 | 1 | 御指摘のように、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進は重要と考えますが、報告案は水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し（暫定目標の設定を含む。）に関するものであるため、具体的な措置に関する御意見については参考として承ります。 |
| 2 | TPP により国内の規制が緩和されるため、外資に対する対策が必要。 | 1 | 御意見として承ります。 |